令和2年2月21日

# 第50回障害者政策委員会

# 障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見 (案)(見え消し版)修正意見反映版に対する意見

岩上 洋一

大河内 直之

大塚 晃

北岡 賢剛

久保 厚子

佐藤 聡

玉木 幸則

野澤和弘

障害者政策委員会は障害者権利条約の実施状況に関する監視の役割を担うとされています。障害者権利条約では監視における独立した仕組みの重要性が強調されています。

本来、障害者差別解消法見直しに関する意見のとりまとめの主語は「政策委員会」であるはずです。しかし、今回示されたとりまとめ案は、事務局の意向が強くにじみ出たものと言わざるを得ません。

私たちは、条約の実施状況の監視という重要な役目を担う政策委員の一員として、障

害当事者や家族の意見が反映した意見となることを願い、下記の項目を追加頂くよう求めます。少なくとも、下記の項目については、委員からの発言があり、かつ、重要な点でありながら残念ながら意見(案)に反映されていないものです。委員長、あるいは事務局からも「考えられる対応」として言われてきたことも含まれており、充分可能なものであると考えています。ぜひとも、政策委員会としての意見として取り入れてくださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 1.はじめに

平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)においては、附則第7条において、政府は、施行後3年を経過した場合において、事業者による合理的配慮の在り方その他同法の施行状況について検討を加えるべき旨が規定されている。同法は平成28年4月に施行されたことから、昨年4月に施行後3年が経過している。

その間、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)や各行政機関等の対応要領及び主務大臣の対応指針等に基づく運用、障害者差別の解消に関する普及啓発、合理的配慮の提供等事例集の作成、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドラインの策定など各種の取組が進められてきた。

一方、地方公共団体においては、障害者差別解消の推進を目的とした条例の 制定や相談・紛争解決の体制整備など、独自の取組を含めて地域の実情に応じ た取組がなされてきている。

また、2020 年東京パラリンピック競技大会の開催を控え、同大会の開催を 契機として、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 <sup>1</sup>」に基づく「心のバリア フリー」等の取組が、官民を挙げて進められている。

本委員会においては、こうした諸状況を勘案しつつ、先に述べた障害者差別解消法の検討規定を踏まえ、平成31年2月から、条例により独自の取組を行う地方公共団体や営利・非営利の事業者団体からのヒアリング等を含め、9回にわたり同法の見直しの検討を行った。本意見は、その検討の結果を取りまとめたものであり、今後、政府において、これを踏まえた具体的な措置を講じることが期待される。

なお、本年には、我が国における「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)の実施状況について、国連障害者権利委員会による初めての審査が行われる予定である。今回の障害者差別解消法の施行3年経過後の見直しに当たっては、この審査を見据えて、同条約との整合性等の観点からも検討を行ったところであるが、今後、同委員会から示される勧告の内容によっては、これを踏まえた追加的な議論を行うこととする。

## 2 . 3年後見直しに当たっての基本的な考え方

障害者差別の解消に向けた取組は、社会の変化等に伴い、その内容を充実さ

<sup>1</sup> 平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定

せることが求められる。また、施行から3年が経過する中で、その施行状況から判明してきた制度や運用の不十分な点について、対応策を講じることが必要である。

こうした考え方を基本としつつ、特に次の3点に配慮し、現行の制度や運用 についての見直しを行った。

### (1)条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者差別解消法は、障害者権利条約の締結に向けた法整備の一環として制定されたものであるが、同条約の批准以降、国連障害者権利委員会から一般的意見が示されるなど、同条約の実施において考慮を要する新たな動きも生じている。このため、そうした動向も踏まえつつ、条約の理念の尊重及び一層の整合性の確保を図る観点から見直しを行うことが重要である。

# (2)地域における取組等の実情を踏まえた見直し

地方公共団体における施行状況からは、相談事例の蓄積が不十分である地方公共団体や障害者差別解消支援地域協議会の設置等が進んでいない地域がある一方で、条例を制定し、相談・紛争解決の体制整備等に積極的に取り組んでいる地方公共団体があることが判明している。

こうした施行状況等の実情を踏まえて、制度や運用を見直すことが必要である。

## (3)関係者間の相互理解の促進

障害者差別解消法は、行政機関等及び事業者に対し、障害者差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、こうした措置を通じて、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものである。

こうした法律の目的からは、例えば、合理的配慮の提供は障害者と行政機関等、事業者との間での建設的対話を通じて行われるべきであり、同法は、障害者も含めた国民一人ひとりがそれぞれの立場において自発的に障害者差別の解消に取り組むことを期待するものである。この方向性は、共生社会の実現を目指す趣旨から、引き続き維持されるべきであり、見直しに当たっても、関係者間の相互の理解を重視すべきである。

## 3.個別の論点と見直しの方向性

本委員会では、まず地方公共団体における障害者差別解消法の施行状況等を踏まえて議論を行い、その中で制度・運用上の課題として挙げられた意見等を

基に、見直しに関する特に議論が必要な論点を整理した。

さらに、それらの論点ごとに議論を行い、取りまとめた現状・課題、見直しの方向性は次のとおりである。

#### (1)差別の定義・概念について

#### 【現状・課題】

障害者差別解消法においては、障害を理由とする差別には様々なものがあり、個々の事案において特定の行為が同法の差別に該当するかは事案に応じて個別具体的に判断されるものであることから、障害を理由とする差別についてあらかじめ一律に定義を定めることとはしていない。

このため、具体的にどのような行為が差別に当たり得るのかについて国民の間で認識の共有が図られるよう、基本方針、対応要領及び対応指針において、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について基本的な考え方や具体例を示すこと、具体的な相談事例等を蓄積すること等の取組が講じられている。

しかしながら、例えば、間接差別や複合差別、関連差別といった差別の類型が一般に知られていないこと等から、法律の見直しも含め、差別の定義・概念をより明確化し、社会的な認知を広げていくべきという意見がある。

一方で、障害者権利条約との整合性の観点からあらゆる差別が禁止されるとの前提の下で、差別の概念や類型化には様々な考え方があり、また時代によっても変わり得るものであることから、法律の中で差別の類型を規定するよりは、むしろ基本方針等において、具体的な例示も含めて、どのようなものが差別に当たるのかを示すことができれば、差別の概念の明確化や、具体的な紛争解決に資するのではないかという意見がある。

また、個別具体的な事例が多いことから、法律において書ききれないものについては、基本方針や対応指針等を充実させ、事例の蓄積を進めることで、国民各層が理解しやすい形を整備すべきという意見がある。

このほか、障害のある女性は、障害のある男性や障害のない女性に比べて、より複合的な困難を抱えていることから、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関して一層の配慮が必要であり、そのための情報収集や施策の充実が必要であるという意見や、障害児も複合的な困難を踏まえ一層の配慮が必要であるという意見、障害者に対するハラスメントや障害者の家族に対する差別についても障害者差別解消法上の差別として位置付けるべきではない

かという意見がある。

# 【見直しの方向性】

差別の定義・概念の明確化

差別の定義・概念を明確化することは、障害者差別についての社会的な認識を広げ、差別の解消に資するものである。このような観点からは、法律で差別の定義・概念の明確化を図ることが、最も差別の解消に資すると考えられるため、障害者差別解消法で差別の定義を設けること等が望ましいと考えられる。

一方で、法律で差別の定義を設ける場合には、あらゆる差別を禁止している障害者権利条約との関係で、かえって条約よりも差別を狭く定義してしまうことや、法律の定義に該当しないものは差別に当たらないと捉えられてしまうことも懸念される。また差別の概念や類型化には様々な考え方があるため、解釈の違いによる混乱も予想される。

このほか、現場の理解を進めるためには、事例等を通じて、差別の概念を分かりやすく伝えていくことが重要であるといった意見や、基本方針等でどのような事例が該当するのかを示していくことで、差別の概念が明確なものになるとの意見も示されている。

さらには、差別の概念は、社会情勢等に応じて変化し得るものであるが、こうした変化に伴い迅速に法律の見直しを行うことには難しい面があることや、いわゆる間接差別、複合差別、関連差別といった差別の類型については、これまで一定程度の差別的取扱いの事案が蓄積されているものの、それぞれの類型にどのような事例が該当するのか現段階では明確でないため、これらを法律に規定することの困難さや、個別の事案がこれらの類型に該当するのかどうかの判断について、現場に混乱が生じないよう慎重な検討が必要となる等の課題もあると考えられる。

このため、これらを総合的に考慮しつつ、差別の定義・概念の明確化を 図る観点から、どのような対応が可能かについて検討を行うべきである。 なお、その一環として、例えば、基本方針等において、<del>車いすを理由とした不当な入店拒否「入社試験の受験の条件に自力通勤可能な者」といった条件付けなど、形式的には障害を理由とする差別的取扱いには該当しないものであっても、実質的には障害を理由として障害者でない者と不当な差別的な取扱いをすることも障害を理由とする差別となる旨を明示する</del> ことや、障害者の家族など関係者に対する障害を理由とする差別的取扱いについても、障害者本人に対するものと同様に認められるべきでない差別解消の対象である旨を示すこと等についても検討すべきである。

あわせて、上記の間接差別等に具体的にどのような事例が該当するのかは相談事例等の積み重ねの中で見出されていくものと考えられるため、差別の定義・概念の明確化に資するとともに、国民の間での障害を理由とする差別についての理解が深まるよう、国及び地方公共団体において、更に具体的な相談事例の蓄積等を進めるべきである。

なお、後述の(3)の相談・紛争解決の体制整備は、こうした事例の蓄 積等にも役立つものと考えられる。

障害のある女性や障害児等が障害及び性別、年齢による複合的な差別を受けていることを認識し、その実態を把握し、差別解消にむけた適切な措置をとらなければならない旨の記載を法に設け、基本方針においても研修の充実等を明記するなどの検討を重ねることが必要である。同時に、相談において性別や年齢を把握することを始め、具体的な相談事例の蓄積等により更に実態把握に努めるべきである。あわせて、障害者基本法(昭和45年5月21日法律第84号)及び障害者基本計画(第4次)(平成30年3月30日閣議決定)の見直しにおいてもに基づき、障害のある女性や障害児等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援についてさらなる検討が必要であるが各種施策において充実されることが期待される。

#### (2)事業者による合理的配慮の提供について

## 【現状・課題】

障害者差別解消法においては、障害者と相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、合理的配慮について、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を課し、事業者には努力義務を課した上で主務大臣が策定する対応指針により自主的な取組を促すこととされている。

また、実効性を確保するための仕組みとして、主務大臣が所掌分野ごとに対応指針を定め、特に必要があると認めるときは、同指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとされている。

その運用としては、障害者差別解消法に基づく基本方針や対応指針において、合理的配慮の考え方や具体例を示しているほか、行政機関等において、事業者による合理的配慮の提供事例を収集している。例えば、内閣府においては合理的配慮等の提供事例集を作成、周知している。

地方公共団体においては、条例により事業者による合理的配慮の提供を 義務化しているところもあり<sup>2</sup>、地域の実情に応じた独自の取組も進展し ている。

さらに、2020 年東京パラリンピック競技大会を契機とし、障害等の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現を大会のレガシーとすべく、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に基づく各種取組等が官民で進められている。

障害者権利条約においては、合理的配慮の否定を含む障害に基づくあらゆる差別が禁止され、公的主体と私的主体との区別なく合理的配慮を提供することが求められている。このため、同条約との関係では、事業者についても合理的配慮の提供を義務化することにより、条約との整合性を確保する必要があるという意見がある。また、義務化により、更に社会全体で差別解消の取組を進めていくべきであるという意見もある。

この義務化に当たっては、障害者差別解消法の制定から十分な期間が経過しているため、周知期間は不要ではないかという意見や、特に社会的な必要性が高い分野については、早期に義務化すべきという意見がある。

一方で、義務化することについては、合理的配慮は個別具体的に判断されるものであるため、どこまでが合理的配慮に当たるのかの判断が難しく、特に中小事業者には、過重な負担や仮に紛争となった場合の訴訟等のリスクを懸念する声があること、また事業者において合理的配慮の理解が十分にされていないことから、引き続き努力義務とし、事業者への理解の促進や事例の蓄積・共有を進めていくべきという意見もある。

また、仮に義務化をする場合は、合理的配慮の定義や範囲、過重な負担と認められる事項等を明確化すること、十分な周知徹底の期間を設け、段階的に導入していくこと等が必要であるという意見もある。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 平成 30 年 4 月 1 日時点で 17 団体。(「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」( 平成 31 年 4 月 )) また、それ以降に東京都等においても条例が制定されている。

#### 【見直しの方向性】

事業者による合理的配慮の適切な提供の確保

事業者による合理的配慮の提供については、これを義務付ける地方公共団体による条例の制定等の取組や、2020東京パラリンピック競技大会を契機とした官民の取組等が広がっていることを踏まえると、一定の定着が図られていると考えられる。また、本委員会においては、事業者の意識を更に高める効果も期待されることから、事業者の合理的配慮の提供を義務化すべきという多くの意見が示されている。

一方で、その義務化に関しては、事業者側から、合理的配慮は個別具体的に検討されるべきものであるためにその判断が難しいとの懸念や 更なる方策が必要との意見も示されている。

このため、事業者による合理的配慮の提供については、後述の建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実等を図りつつ、事業者を含めた社会全体の取組を進めていくことや、障害者権利条約との一層の整合性の確保等を図る観点から、更に関係各方面の意見や、当該提供が適切に行われるための社会的な素地等の状況を踏まえ、その義務化を検討すべきである。

<u>また、義務化する場合には、現行と同様の主務大臣による実効性確保の枠組みを維持しつつ、周知期間を設けることについて検討すべきである。</u>周知期間を設ける場合でも、障害者の生活に密接しているものは周知期間を設けず義務化を検討すべきである。

## 建設的対話の促進、事例の共有等

事業者による合理的配慮は、障害者と事業者双方の建設的対話による相互理解を通じて実施されるべきものであり、事業者のみならず障害者やその関係者等も含め、その点に十分留意することが必要である。

このため、障害者やその家族が社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることや、そのために障害者やその家族を支援することも重要であること、また、事業者は建設的対話を避けてはならないこと、その際意思決定及び疎通に困難のある人に一層の配慮をすること等を、基本方針等で明確化すべきである。

また、合理的配慮の内容は多様かつ個別性の高いものであるため、そ

の実施を促す観点から、障害者やその関係者のみならず、後述(3)の 事業者からの相談にも適切に応じる体制整備や、後述(4)の障害者差 別解消支援地域協議会の取組を含めた事例の収集や共有、情報提供を更 に行うべきである。

あわせて、障害者差別について事業者や国民の理解が十分であるとは 言えないと考えられることから、国は、障害者差別の解消に関し、事業 者や障害者を含む国民全体への理解を促進するため、周知啓発を強化す べきである。

### (3)相談・紛争解決の体制整備について

# 【現状・課題】

障害者差別解消法においては、国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるとともに、紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることとされている。また、基本方針において、行政の肥大化を防止する等の観点から、既存の機関等の活用・充実を図ることとしている。

上記の相談体制について、国としては、各行政機関が定めた相談窓口や法務省の人権相談等の機関があり、地方公共団体としては、各部局の対応のほか、障害者差別に関する相談をワンストップで受ける窓口を定めているところもある<sup>3</sup>。

また、一部の都道府県では、都道府県と管内市町村等との役割分担を定めているほか、市町村の相談機関への支援や広域的・専門的な事案を取り扱う相談員(以下「広域支援相談員等」という。)を配置する等の体制を整備している 4。

相談による解決が困難な場合の対応としては、障害者差別解消法に基づく主務大臣の権限等がある。なお、一部の地方公共団体では、条例により報告徴収、助言、指導、勧告、あっせん、公表等の権限が付与されている5。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 平成 30 年 4 月 1 日時点で約半数。(「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」(平成 31 年 4 月 ))

<sup>4</sup> 令和元年 11 月時点で、広域支援相談員等は 22 の都道府県で配置されている。(「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」( 平成 31 年 4 月 ))

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 平成 30 年 4 月 1 日時点で 47 団体。(「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」( 平成 31 年 4 月 ))

各行政機関の相談体制については、そもそも適切な相談機関へのアクセスが分かりにくいといった意見や、障害者差別に関する専門性が十分でなく、障害者等及び事業者双方の立場を理解した上で建設的対話による解決を促すための相談対応が適切になされていないこと等により、個々の事案解決や事例の蓄積につながっていないのではないかという意見がある。

このほか、差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相談対応や各事業者での相談対応等を機に、例えば、事業者による差別的な対応や合理的配慮の不提供の原因となった内部規則を改定するなど、事前的改善措置(環境整備)を行うことにより、そもそもの対立構造を解消し、実質的な救済と将来の紛争防止に資するのではないかという意見がある。

障害者権利委員会の平等及び無差別に関する一般的意見第6号でも、差別を受けた場合の救済措置として、そもそもの対立構造を解消する形で権利実現を図るため、差別の構造的要因を克服するための金銭によらない体系的あるいは実質的救済である「将来志向非金銭的救済」が掲げられており、事業者の内部規則の改定等が当該救済として行われている例がある。

#### 【見直しの方向性】

地域における相談・紛争解決体制の見直し

障害者差別の解消のためには、双方の建設的対話による相互理解を通じた解決が肝要であり、また、相談体制につながっていない事案の掘り起こしや事例収集にも資することから、紛争に至る前段階での相談体制を充実させることが重要である。この場合、適切に相談窓口にアクセスでき、かつ相談をすることにより事案の改善・解決が図られることが求められる。

その際には、各地域において限られた資源を効果的に活用する必要があることも踏まえ、既存の機関等の機能の充実や効果的な連携など、地域の実情に応じてそれらの機関等の活用を図り、建設的な対話による相談事案の解決につなげていくよう、以下の方策を実施すべきである。

#### (ア)国・地方公共団体の役割分担の明確化

各行政機関における取組を効果的に行うためには、それぞれの役割 分担を明確化することが有効である。このため、地方公共団体の取組 状況も踏まえつつ、それぞれの基本的な役割を示すべきである。

この基本的な役割としては、例えば、市町村は最も身近な相談窓口

を担うこと、都道府県は広域的な事案や専門性が求められる事案の解決、市町村への情報提供や技術的助言等の支援を行うこと、国は市町村や都道府県の関係機関と連携しつつ、重層的な相談体制の一翼を担うことなどが考えられる。

## (イ)ワンストップ相談窓口と担当課長連絡会議相談体制の明確化等

国や地方公共団体は、相談窓口を分かりやすく示すことや事例の蓄積等を通じた円滑な相談対応の実施など、適切な相談機関へのアクセス向上のための情報提供等の取り組みを積極的に行うべきである。特に、国においてはワンストップ相談窓口を設けるとともに、事例の蓄積を通して差別の解消を進めるために、新たに担当課長連絡会議を創設し、定期的に相談事例の分析・公表等を行うべきである。等を通じた円滑な相談対応の実施など、適切な相談機関へのアクセス向上のための情報提供等の取組を積極的に行うべきである。その際には、相談対応においては、意思疎通支援の下での相談やメールでの相談を可能とすること等について配慮するとともに、相談窓口の特性に応じて、障害者等からの相談に加え、事業者からの相談についても対象とすることを明確化すべきである。

#### (ウ)都道府県による広域的・専門的な支援の充実

都道府県がその役割を踏まえた広域的・専門的な支援として、一部の都道府県において既に配置されている広域支援相談員等について、地域の実情に応じた配置を促すことを検討すべきである。

#### (エ)相談対応を担う人材の育成

合理的配慮の提供に係る助言、調整等を含めた関係機関等における 適切な相談対応や、障害者差別に関する事案の効果的な解決が図られ るよう、広域支援相談員その他の相談対応を担う者に対する研修等を 実施することにより、人材の育成を図るべきである。

#### (オ)国・地方公共団体の関係機関の効果的な連携

国と地方公共団体の効果的な連携による、障害者差別の解消に向けた取組を進めるべきである。

例えば、幅広く人権相談に関する専門的な知見を有する法務省の人権擁護機関が障害者差別解消支援地域協議会に積極的に参画すること等により、地域における相談体制の充実を図ることなどが考えられる。

また、相談対応による解決が困難となった場合において、障害者差別に関する事案をより円滑かつ効果的に解決できるよう、地方公共団体と、人権侵犯事件の調査救済を実施している法務省の人権擁護機関等の機関や障害者差別解消法に基づく権限を有する主務大臣との一層の連携を図るため、各機関の役割を踏まえた事案対応の流れや日頃からの関係構築のための方策について整理することなどを検討すべきである。

#### 相談対応等を契機とした事前的改善措置(環境整備)の促進

差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相談対応や各事業者での 対応等を契機に、事業者の内部規則やマニュアルの改正といった、不特 定多数の障害者を対象とした事前的改善措置(環境整備)を図ることは、 相談・紛争の事案を事前に防止することに有効であると考えられる。

このため、特に幅広い事業者等における取組が期待される、相談対応 等を契機とした事業者の内部規則見直し等の環境整備について、その重 要性の明確化を図るとともに、そうした取組を促すべきである。

#### (4)障害者差別解消支援地域協議会について

#### 【現状・課題】

障害者差別の解消を効果的に推進するためには、国レベルでの施策に加え、身近な地域において、地域の特性を踏まえた主体的な取組が推進されることが必要である。このため、障害者差別に関して、地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組みとして、障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができるとされている。

地域協議会の設置率は、都道府県・政令市においては 100%である一方、一般市町村においては約 48% にとどまっている  $^6$ 。また、開催実績が 0 回又は 1 回の一般市町村が約 53%である  $^7$ など、その活性化も課題となっている。

地域協議会を設置していない理由としては、小規模自治体のため個別に

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 平成 30 年 4 月 1 日時点。(「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」(平成 31 年 4 月 ))

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 平成 29 年度の実績。(「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」(平成 31 年 4 月 ))

設置できない、地域内で需要が高まっていない、具体的な課題がないなどがある。また、圏域など広域的な設置があれば検討したい、都道府県など広域的な地域協議会への参加を予定しているなどの意見もある。。

市町村の地域協議会への支援として、一部の都道府県では、都道府県の地域協議会に市町村の地域協議会の構成員も参加するなどの連携や、都道府県の地域協議会の実施状況等を市町村の地域協議会に共有・発信するなどの取組が行われている。

また、事業者の合理的配慮の在り方に関連して、地域協議会において事例を共有し、地域において相談対応の向上や将来の紛争防止につなげていく必要があるのではないかという意見がある。

## 【見直しの方向性】

都道府県による市町村の地域協議会設置等の支援

市町村における地域協議会の設置等を促すためには、都道府県による支援も重要である。

そのため、都道府県の地域協議会の庶務を担う都道府県が、その設置・ 運営を通じて得られた知見や管内市町村の地域協議会について得た情報を基に、地域協議会の庶務を担うことになる市町村に対して、他の市町村の取組に関する情報提供を行うことや、必要に応じて圏域単位など複数の市町村による地域協議会の共同設置・運営を支援することを促すべきである。

#### 複数の地域協議会の間での情報共有等の促進

事業者による合理的配慮の提供を促すことも含め、障害者差別解消を 更に推進するためには、地域の関係機関による相談事案の共有や連携等 が一層重要になるとともに、複数の地方公共団体の区域にわたる広域的 な対応が必要となる事案も想定される。

さらに、各地域の地域協議会においては、地方公共団体の規模や取組 状況等により取り扱う事案の数や種類等が異なることから、蓄積された 事例や見識にも差異があると考えられる。

これらを踏まえ、都道府県の地域協議会と市町村の地域協議会の間や、 市町村の地域協議会と他の市町村の地域協議会の間において、必要に応

<sup>\*「</sup>障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」(平成31年4月)

じて情報共有や助言その他の支援・連携を行うことについて検討すべきである。

また、国においても、それぞれの地域協議会において、関係機関が対応した事例の共有等が図られるよう、各地域の取組を更に促すとともに、地域における好事例が他の地域において共有されるための支援をすべきである。

#### 4.おわりに

今般、本委員会では施行3年経過後の諸状況を踏まえて見直しを行ったが、 政府においては本意見を基に制度や運用上どのような対応が必要となるのか 具体的な検討を進めるべきである。その結果、障害者差別の解消が大きく前進 することを期待したい。

また、特に障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足や、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、政府においては、普及・啓発活動に積極的に取り組むことにより、国民各層の障害に関する理解を促進していくべきである。